

参考資料. 民有地の緑化推進に関する諸制度

分野	目的	規制 自主	制度名 (根拠法)	概要
都市公園の整備等	公園の確保	◇自主	借地公園制度 (都市公園法第16条)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園や緑地等の整備について、公園管理者が土地所有者との貸借契約により土地物件に係る権限を借り受けて都市公園を開設する制度。 都市公園法改正により、借地期間の満了の際に都市公園の廃止が可能となった。 補助率：施設費1/2 〈インセンティブ〉 税制優遇：無償貸付の場合、固定資産税、都市計画税が非課税。20年以上の契約等の場合、相続税4割評価減。
民有緑地等の保全	民有地の保全公開制度	◇自主	市民緑地制度 (都市緑地法第55条)	<ul style="list-style-type: none"> 所有者と地方公共団体等が契約し、屋敷林等の民有緑地を地方公共団体等が管理し、地域住民に公開する制度。 都市計画区域内の300㎡以上の土地や建築物が対象。契約は5年以上。企業敷地内緑地等の指定も可能。2ha以上の場合、施設整備の国庫補助あり。生産緑地地区内は市民緑地対象外。 〈インセンティブ〉 管理負担の軽減。 税制優遇：無償貸付の場合、固定資産税、都市計画税が非課税。20年以上の契約等の場合、相続税2割評価減。
	樹木の保存	■規制	保存樹木 (樹木保存法)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内において、美観風致を維持するため、市町村長は、樹木または樹木の集団を保存樹または保存樹林として指定することができる。 多くの自治体では、別途、保存樹木条例等を設け、1本当たり、もしくは面積(㎡)当たりに対して、管理補助金を交付して、保存に対する支援を行っている。
民間建築物における緑化推進	民有地緑化の誘導	◇自主	緑地協定制度 (都市緑地法第45条、第54条)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内における相当規模の一団の土地または道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全または緑化に関する事項を協定する制度。 所有者全員の合意による「全員協定」と、開発事業者が分譲前に定める「一人協定」がある。協定を締結し市町村長の認可を受け、緑化に関する事項等を定める。 横浜市、福岡市では、これに連動して緑地協定区域緑化補助制度を設け、助成措置を講じている。 〈メリット〉 関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ、地域の環境・景観レベルが向上。

開発時の 建築敷地 への緑化 義務づけ	■ 規制	緑化地域制度 (都市緑地法 第34条)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。 ・義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則 1,000 m²以上の建築物の新築または増築。市町村は、特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を 300 m²まで引き下げることができる。 ・指定対象：「用途地域が指定されている区域内」で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。
	■ 規制	地区計画等緑化率条例制度 (都市緑地法 第39条)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が地区計画等の区域内において、「地区計画等緑化率条例」を定めることにより、建築物の緑化率の最低限度を定めることができる制度。緑化地域制度同様に、建築物の新築等に際して、一定割合以上の緑化を義務づけることができる。
民有地緑化の社会貢献を認定する「緑の認定」	◇ 自主	社会・環境貢献緑地評価システム SEGES: シージェス —	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)都市緑化機構が、企業等によって創出された良好な緑空間とそこでの活動を評価・認定する制度。 ・既存緑地版認定「そだてる緑」、都市開発版認定「つくる緑」、都市のオアシス認定「たのしむ緑」の3つがある。 ・緑地面積 300 m²以上の民間が所有する土地で、緑地の保全・創出活動に取り組んでいる企業、財団・社団法人等の事業者や市民団体等を評価対象とする。
民間による緑地保全推進	◇ 自主	緑地管理機構制度 (都市緑地法 第68条)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体以外のNPO法人等の団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを進めようとするもの。 ・緑地管理機構は、都道府県知事が指定。 ・業務内容：管理協定に基づく緑地管理、市民緑地の設置や管理、緑地の買い取りおよび買い取った緑地の保全等。(メリット) ・NPO法人等の組織が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能。 ・緑地管理機構が特別緑地保全地区内の土地を買い入れる場合、地方自治体が買い入れるのと同様の優遇措置がある。

■：規制誘導 ◇：事業者、土地所有者等との自主協働取り組み